

## ○ドキュメントの種類

### 標準仕様書

拘束力を持つNormativeとその理解を助けるための情報提供的(Informative)が存在。

ある標準仕様に準拠したまたは適合した(=Conformance)ということはNormativeな記述内容に合致することを意味し、Informativeな記述内容に対する適合性は必ずしも求められない。



### TFにおけるドキュメントの整理

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1. ○○○ガイドライン/スタンダード(Normative)<br>→各省協議を経て各省に拘束力をもつガイドライン<br>(標準ガイドライン、クラウド利用ガイドライン等) | 2. ○○○ガイドブック(Informative)<br>→各省の情報システム整備の理解を助ける文書<br>(サービスデザインガイドブック等) | 3. ディスカッションペーパー(1, 2以外)<br>→デジタル庁有志による検討結果 |
|---|---|--|

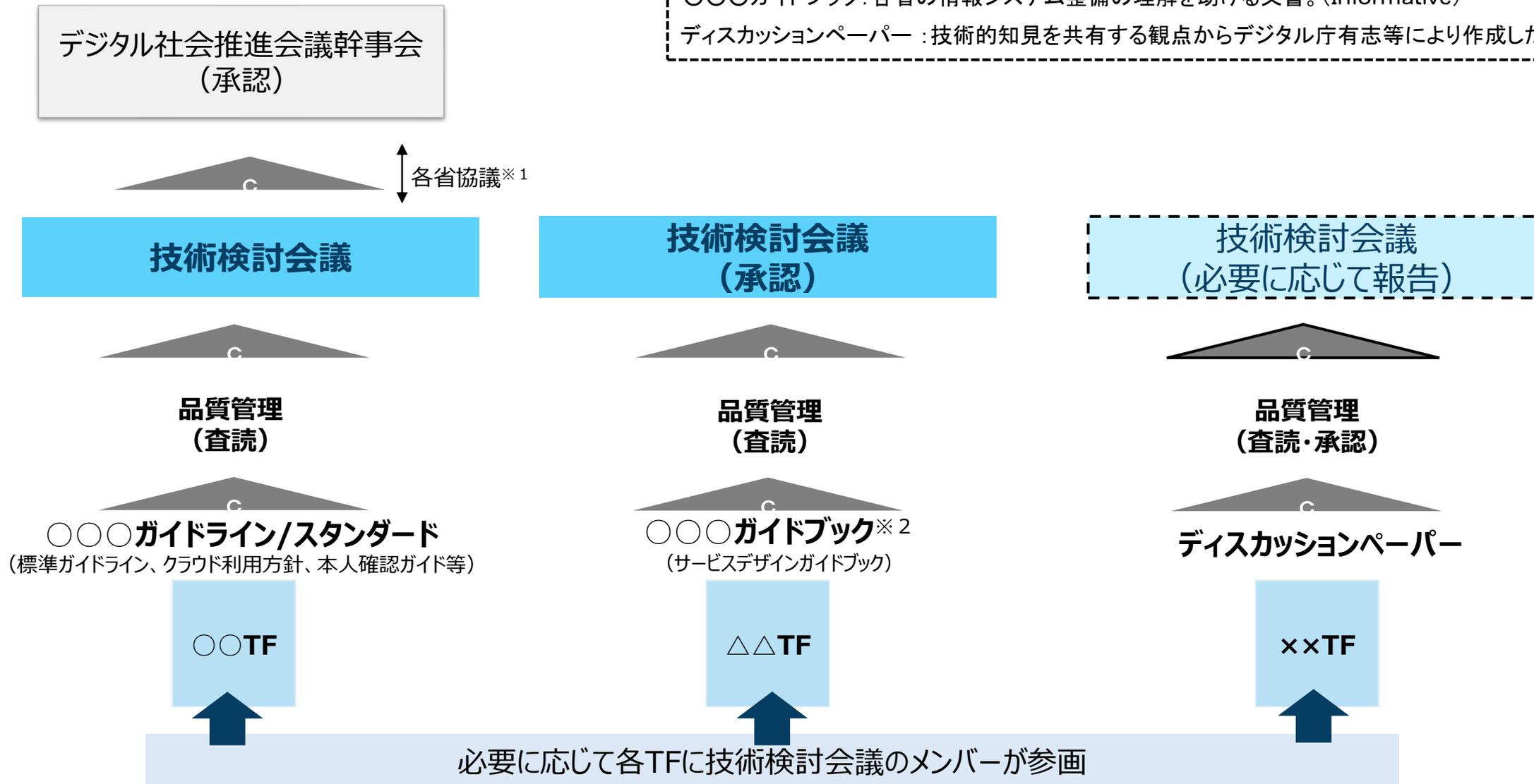
## ○ドキュメントの承認プロセス

1. 各省に拘束力を持つ又は持たせる(=Normative、共通ルール)標準ガイドライン等の策定・改訂は、品質管理で査読後、技術検討会議・各省協議を経てデジタル社会推進会議幹事会で承認。
2. 各省の理解を助けるための情報文章(=Informative、デジタル庁ドキュメント)については、品質管理で査読後、技術検討会議で承認。ただし、環境等の変化によって各省に拘束力を持たせることが生じた場合は、各省協議を経てデジタル社会推進会議幹事会に報告で承認。
3. デジタル庁有志による検討結果(ディスカッションペーパー)は、TFで検討を行い、品質管理で査読・承認。(必要に応じて技術検討会に報告)

# 各ドキュメントの承認プロセス（案）

## ドキュメントの分類

- 〇〇〇ガイドライン/スタンダード: 各省協議を経て各省合意の上の全府省の共通ルール。(Normative)
- 〇〇〇ガイドブック: 各省の情報システム整備の理解を助ける文書。(Informative)
- ディスカッションペーパー: 技術的知見を共有する観点からデジタル庁有志等により作成した文書。



※1 実務的には、品質管理の査読後に、技術検討会議への付議と各省協議を同時並行で行う。  
技術検討会議後に、各省協議を踏まえて修正した事項については、技術検討会議の構成員に書面報告を行う。  
ただし、方針レベルでの重要な変更を行う場合は、技術検討会議に再度付議することとする。

※2 環境等の変化によって各省に拘束力を持たせる場合は、各省協議を経てデジタル社会推進会議幹事会で承認。

## 名称の候補(案)

### 1. Normative ドキュメント

デジタル化推進ガイドライン/スタンダード

デジタル化社会推進ガイドライン/スタンダード

デジタル社会推進ガイドライン/スタンダード

### 2. Informative ドキュメント

デジタル化推進ガイドブック

デジタル化社会推進ガイドブック

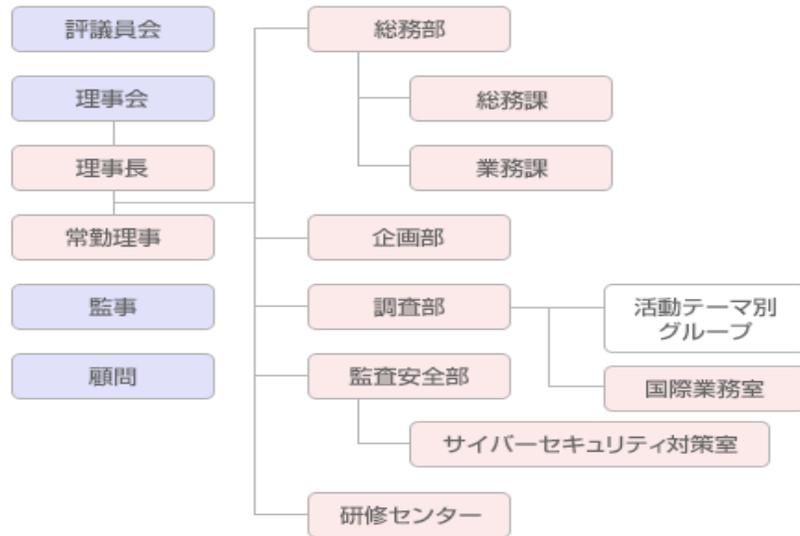
デジタル社会推進ガイドブック

# 参考

# FISC(金融情報システムセンター)

金融機関、保険会社、証券会社、ベンダー等からなる公益財団法人。金融機関の情報システム向けの安全対策基準をまとめたドキュメントを策定している。FISC安全対策基準は、法的な強制力を持たない自主基準であるが、金融機関が情報システムを構築する際の安全対策基準として、事実上の標準ガイドラインとなっている。実際に金融庁が金融機関に対して行う金融検査においても、情報システムのリスク管理に関してはこのガイドラインに基づいて行われている。

## ○FISC組織図



## ○クラウド事業者が公開しているFISC安全への準拠状況の公開

「ニフクラ」におけるFISC安全対策基準への対応状況について

『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書』改訂版（第9版 令和2年3月版）へのニフクラにおける対応状況（2020年10月1日時点）は以下の通りです。

「ニフクラ セキュリティホワイトペーパー」([https://pfs.nifcloud.com/pdf/security\\_whitepaper.pdf](https://pfs.nifcloud.com/pdf/security_whitepaper.pdf)) もあわせてご確認ください。

FISC安全対策基準（第9版）の項目	対応者		FISC安全対策基準（第9版）へのニフクラの対応
	ニフクラ	利用客	
統1	○		品質・安全向上を推進するための品質保証体制を構築し、安全推進活動を継続的に取り組むために必要な規程を定め、サービスの安全性の向上を図っています。定期的に規程内容の見直しを実施しています。
統2	○		ニフクラでは、システムの企画・開発・運用に関する計画フローを策定しています。企画するシステムの安定性を評価する評議会を専次で開催し、開発時点、ユーザー視点、サービス開始の経営視点も総合的に判断して選択するシステムを企画しています。当評議会は、サービスを社内外の関係者へ情報開示する役割も担っています。利用客への告知は、サービス開始、仕様変更、終了のそれぞれの告知フロー、告知期間を定義しています。また、ニフクラでは数年ごとに中期事業計画を策定し、その内容にシステムの企画・開発・運用に関する計画を組み込んでいます。
統3	○	○	ニフクラは、中長期的システム開発計画を策定しています。ニフクラは、システム開発計画を責任者が確認し、承認を行っています。お客様がニフクラを利用して構築したシステムについてはお客様の責任範囲になります。
統4	○	○	最高情報セキュリティ責任者と部門毎にセキュリティ管理責任者/担当者を任命し、役割と責任を明確にしています。お客様がニフクラを利用して構築したシステムについてはお客様の責任範囲になります。
統5	○	○	ウイルス対策ソフトや不正アクセス検知装置、迷惑メールフィルタ等の技術的な対策を実施し、ペネトレーションテストで脆弱性の確認を定期的に実施しています。また、最新のセキュリティ動向や対策等を反映した教育についても定期的に実施しています。さらに、インシデント発生時には、社内の緊急対応チーム(SAT)を中心に担当部門への支援や報告を行うフロー等を定めています。お客様がニフクラを利用して構築したシステムについてはお客様の責任範囲になります。
統6	○	○	ニフクラは、システムおよびネットワークの運用管理に必要な手順や体制等を定めています。また、社内外の環境変化等に関わらず、それらを定期的に見直しと共に、変化があった場合も速やかに対応しています。お客様がニフクラを利用して構築したシステムについてはお客様の責任範囲になります。
統7	○	○	ニフクラは、業務上取り扱う情報の適切な取り扱いを図るとともに、社内および社外でのコミュニケーションを円滑なものにすることを目的とした情報管理の規定をガイドラインに基づき、情報資産を管理しています。また、社内外の環境変化等に関わらず、それらを定期的に見直しと共に、変化があった場合も速やかに対応しています。お客様がニフクラを利用して構築したシステム内の情報の管理についてはお客様の責任範囲になります。

## 官庁営繕(国交省官庁営繕部)

官公庁施設の建設等に関する法律  
(国家機関の建築物に関する勧告等)

第十三条 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造並びに保全について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができる。

技術基準(基準・要領・資料)

- ・「基準」とは、統一かつ効率的に官庁施設の営繕等を実施するために必要となる技術的事項等を定めたもの。
- ・「要領」とは、営繕等の業務を統一又は効率的に行うための業務管理に係る事項等を定めたもの。
- ・「資料」とは、基準又は要領を円滑かつ適切に実施するために必要となる資料、官庁施設の営繕等に当たっての指針となる事項等  
をとりまとめたもの。

※ 統一基準については、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において決定・改定を行っている。

# 官庁営繕の技術基準等一覧

【この図は一般的な官庁施設(事務庁舎)の整備において、各技術基準等を主に使用する時期・目的等で整理したものです。】

企画立案段階

設計段階・工事段階

完成  
引渡し以降

【主に事業部局・発注部局  
双方が使用】

事業の進捗管理等

事業管理  
・営繕事業のプロジェクト  
マネジメント要領

企画書の作成

・官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式

設計段階の  
コスト管理

・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン

【主に事業部局が使用】

①企画・予算措置

既存建築物の診断

診断  
・官庁施設の津波防災診断指針  
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準

営繕計画書等の作成

計画  
・新営繕予算単価  
・新営繕一般庁舎面積算定基準  
・緊急度判定基準

官庁施設の性能を設定し、  
企画書・営繕計画書へ反映、与条件の整理

性能

・官庁施設の基本的性能基準  
・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準  
・官庁施設の環境保全性基準  
・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準  
・官庁施設の防犯に関する基準

敷地に係る事前調査の実施

業務

・敷地調査共通仕様書

④発注・実施 <設計関連>

設計業務の発注

業務

・公共建築設計業務委託共通仕様書  
・官庁施設の設計業務等積算基準、同要領

企画書、営繕計画書、性能基準、設計基準等  
に基づき設計図を作成

設計

<建築設計>  
・建築設計基準、同資料  
・建築構造設計基準、同資料  
・構内施設・排水設計基準、同資料  
・建築工事標準詳細図

<設備設計>  
・建築設備設計基準  
・建築設備設計基準  
・雨水利用・排水再利用設備計画基準  
・官庁施設における高冷房システム計画指針  
・官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン

<木造設計>  
・木造計画・設計基準、同資料

設計図書作成の効率化

標準仕様書

・公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)  
・公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)  
・公共建築木造工事標準仕様書  
・建築物解体工事共通仕様書  
・公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編、機械設備工事編)

設計図等から工事費を算定

工事費積算

・公共建築工事積算基準  
・公共建築工事標準単価積算基準  
・公共建築数量積算基準  
・公共建築設備数量積算基準  
・公共建築工事共通費積算基準

・公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編、設備工事編)  
・公共建築工事見積標準書式 (建築工事編、設備工事編)  
・公共建築工事積算基準等資料  
・営繕工事積算チェックマニュアル

設計意図伝達業務の発注

業務

・公共建築設計業務委託共通仕様書  
・官庁施設の設計業務等積算基準、同要領

【主に発注部局が使用】

②諸条件の把握 ③発注条件の取りまとめ

<工事関連>

工事監理業務の発注

業務

・建築工事監理業務委託共通仕様書  
・官庁施設の設計業務等積算基準、同要領

建築物の品質・性能の確保、施工の合理化

業務

・建築工事安全施工技術指針

安全な施工の確保

施工

・建築工事安全施工技術指針

工事の監督・検査(発注者)

施工

・地方整備局営繕工事監督技術基準(案)  
・地方整備局営繕工事検査基準(案)  
・地方整備局営繕工事技術検査基準(案)  
・地方整備局営繕工事既済部分出来高算出要領(案)

<書類作成>

BIMの活用

BIM

・官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン  
・BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)

設計図の作成(書式等の規定)

業務(図書作成)

・建築工事設計図書作成基準、同資料  
・建築設備工事設計図書作成基準

工事書類の作成

施工

・公共建築工事標準書式  
・営繕工事写真撮影要領

建築物の利用に関する説明書の作成

施設利用

・「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き

電子納品(設計業務等・工事)の作成

電子納品

・建築設計業務等電子納品要領  
・営繕工事電子納品要領  
・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編・営繕工事編】

<成績評価>

設計者・施工者の評価

業務成績評価

・地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領  
・公共建築設計等委託業務成績評定基準

工事成績評価

・営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について  
・公共建築工事成績評定基準

【主に事業部局が使用】

⑤建物の運用・管理

保全経費の算定

計画

・各所修繕費要求単価  
・庁舎維持管理費要求単価

保全業務の発注

業務

・建築保全業務共通仕様書  
・建築保全業務積算基準、同要領

施設の適切な利用

施設利用

・官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項  
・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き  
・業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針